

# 長洲町高齢者補聴器購入費用助成事業 (住民用)

## 申請の流れ

- ① 長洲町役場 1階 福祉介護課 地域支援係において申請書兼請求書と証明書(意見書)をお受け取りください。
- ② 近隣の耳鼻咽喉科で受診し医師の証明書(意見書)をご用意ください。(診察料及び意見書は自己負担となります)
- ③ 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満。または、片耳の聴力レベルが40デシベル以上で他耳の聴力レベルが90デシベル未満であり、医師が補聴器の使用が必要であることを認めた場合は、助成金の適用となります。
- ④ 申請者は補聴器取扱店で補聴器を購入し、町に対し申請書兼領収書(別記様式第1号)及び医師の意見書(別記様式第2号)並びに補聴器購入による領収書、補聴器の仕様書(カタログなど)を町に提出してください。  
※領収書はコピーを取り申請者に返却します。
- ⑤ 長洲町で審査の結果、可否を判断し申請者に通知し、助成額を口座に振り込みます。